

- 1 風邪の症状や発熱（「発熱の基準」参照）、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合
 ↳ 呼吸器症状：咳・痰・鼻水・息苦しさ・のどの痛み等（呼吸困難除く）
 ↳ 発熱がなく、風邪の症状のみでも出席停止

2 濃厚接触者又は検査対象者について

- (1) 児童生徒が濃厚接触者となった場合

〔登校可能な時期〕

- ① 陽性者との最終接触日を0日とし5日が過ぎるまで（6日目解除）
 7日を過ぎるまでは、検温等の健康状態の確認を行う
- ② 陽性者との最終接触日を0日とし2日目と3日目に実施した新型コロナウイルス感染症の検査で（－）が確認された場合、3日目の検査後から登校
- ③ 保健所や医療機関が登校を許可した日

- (2) 児童生徒の同居家族が濃厚接触者となり、当該同居家族に発熱や症状がある場合

〔登校可能な時期〕

- ① 同居家族の濃厚接触者の健康観察期間終了後
- ② 同居家族の濃厚接触者が医療機関や自宅でのPCR検査、抗原検査により（－）になった場合
- ③ 同居家族の濃厚接触者に発熱や症状がない場合→もしも「欠席」を選んでも出席停止とする

- (3) 児童生徒の家族に発熱や症状があり、医者や保健所の指示で、PCR検査や抗原検査を受ける場合

- 3 海外からの帰国による自宅待機期間中にあたる場合
- 4 持病があり、感染すると重症化する恐れがある場合
- 5 保護者からの申し出により、児童生徒の同居家族に高齢者や基礎疾患があるなどの合理的な理由があると校長が判断する場合及び当面の間において、への不安によりお子様の登校を控えると保護者から申し出があった場合
- 6 児童生徒が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合
 新型コロナウイルスワクチン接種による副反応で学校を休む場合
- 7 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の検査で陽性（＋）だった場合
 (PCR検査・抗原検査・自主療養届出システム陽性・医療機関が検査をしないで陽性と判断するみなし陽性)

8 新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）と診断され、罹患後症状により学校を休む場合

〔発熱の基準〕*感染症法では、発熱とは37.5度以上と定義されている

1 平熱が37.0度未満の場合

- ① 体温が37.5度以上の場合は、症状がなくても出席停止
- ② 体温が37.5度未満であっても、平熱より0.5度以上高く、かつ、体調不良（だるい、食欲不振、嘔気など）がある場合も、発熱の可能性があるので出席停止

2 平熱が37.0度以上の場合

- ① 平熱より0.5度以上高い場合は、症状がなくても出席停止

出席簿注意

- 登校した生徒が、発熱・かぜ症状があり早退する場合→出席停止
- ワクチン接種で遅刻・早退→出席